

# 令和6年度第3回鮫川村地域公共交通協議会

日時：令和6年9月26日（木）

14:00～

場所：鮫川村役場・正庁

進行：室長

## 《 次 第 》

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 協 議

報告第1号 令和6年8月までのデマンド交通実証事業結果について

議案第1号 デマンド交通実証運行形態の変更について

議案第2号 デマンド交通に関するアンケート調査について

議案第3号 デマンド交通の愛称について

議案第4号 村営バス運行委託業務について

- ・道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が整っていることの証明書（福島交通）

- ・地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類（デマンド交通）

そ の 他 運賃収入以外の収入源の確保について（事例）

### 4. そ の 他

次回開催について 令和6年12月以降

### 5. 閉 会

令和6年度 鮫川村地域公共交通協議会委員名簿

	所属	職名	氏名	選出区分
1	鮫川村	副村長	鈴木 大介	鮫川村村長またはその指名する者
2	福島交通株式会社石川営業所	所長	本柳 靖二	一般乗合旅客自動車運送事業者
3	公益社団法人福島県バス協会	専務理事	宍戸 紳一郎	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
4	一般社団法人福島県タクシー協会	県南支部長	鈴木 岳	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
5	東北運輸局福島運輸支局	企画調整部門首席運輸企画専門官	黒田 雅樹	福島運輸支局長またはその指名する者
6	福島県県南地方振興局	県民環境部副部長兼県民生活課長	鈴木 真徳	福島県の行政機関の職員（都道府県）
7	棚倉警察署	地域交通課長	新川 克己	福島県の行政機関の職員（都道府県警察）
8	国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所	調査課長	高橋 智巳	福島県の行政機関の職員（道路管理者）
9	福島県棚倉土木事務所	所長	佐藤 和志	福島県の行政機関の職員（道路管理者）
10	私鉄福島交通労働組合棚倉分会	会長	高橋 政廣	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者
11	鮫川運送(株)	社長	芳賀 篤徳	鮫川村村長またはその指名する者
12	(株)あんしん（介護タクシー）	社長	森 正紀	鮫川村村長またはその指名する者
13	鮫川村商工会	会長	古舘 勝人	鮫川村村長またはその指名する者
14	鮫川村商工会	女性部長	我妻 久美子	鮫川村村長またはその指名する者
15	社会福祉協議会	事務局長	舟木 正博	鮫川村村長またはその指名する者
16	地域包括支援センター	ケアマネジャー	藤元 良子	鮫川村村長またはその指名する者
17	鮫川村区長会	赤坂西野区長	石井 哲	住民または利用者の代表
18	鮫川村老人クラブ連合会	会長	前田 三郎	住民または利用者の代表
19	福島県修明高等学校	校長	阿部 拓広	住民または利用者の代表
20	学校法人石川高等学校	教頭	矢吹 靖弘	住民または利用者の代表
21	社会福祉法人鮫川福祉会鮫川たんぼの家	施設長	江尻 勝巳	住民または利用者の代表
22	鮫川村連合 PTA	会長	関根 巨樹	住民または利用者の代表
23	鮫川村連合 PTA	副会長	澤村 龍太	住民または利用者の代表

オブザーバー

24	総務課	課長	矢吹 かおり
25	住民福祉課	課長	齋藤 利己
26	農林商工課	課長	我妻 正紀
27	地域整備課	課長	鈴木 隆寛
28	教育課	課長	渡邊 敬
29	こどもセンター	副主幹兼事務局長	長久保 仁一

事務局

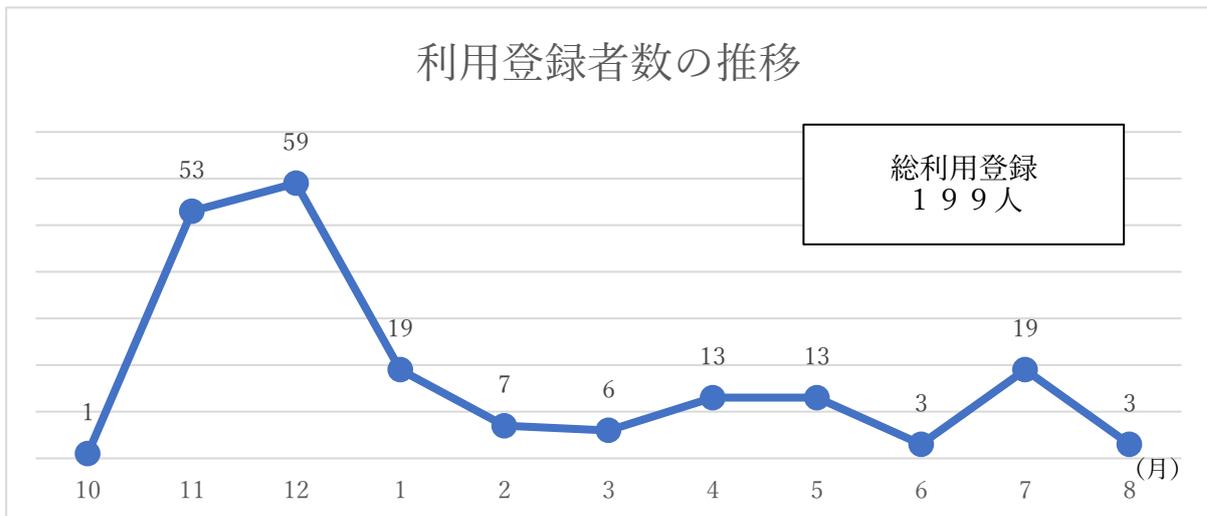
30	村づくり推進室長	事務局員	船木 博枝
31	村づくり推進室村づくり推進係長	事務局員	矢吹 直美
32	村づくり推進室村づくり推進係主任主事	事務局員	佐藤 雄大
33	村づくり推進室村づくり推進係主事	事務局員	薄葉 楓花

## 令和6年8月までの鮫川村デマンド交通実証事業結果

### 1 デマンド交通の概要について

- (1) 実証運行期間：令和5年11月14日～令和6年3月31日  
令和6年4月1日～令和6年8月31日（実証継続）  
令和6年9月1日～令和7年2月28日  
（共創モデルにて実証継続）
- (2) 運行時間：8時～16時
- (3) 運行日：月～土及び企画運行日  
（日、祝、12月29日～1月3日は運休）
- (4) 運行地域：村内全域及び埜町の一部（埜厚生病院と磐城埜駅）
- (5) 運賃： 400円（19～69歳）  
200円（6～18歳、70歳以上、障がい者）  
1,500円（利用登録の住所が村外の方）

### 2 利用登録者数の推移（R5.11.14～R6.8.31）



(1) 総利用登録者数 199人

#### (2) 状況

- ・年齢別の割合は70歳以上（村内）が58%、19～69歳（村内）が18%であった。障がい者については、村外の方が12%、村内は9%。
- ・6～18歳の登録について、7月に3件、8月に1件登録があり、夏休み期間の部活動での送迎利用があった。高校生の利用は埜駅から自宅への移動に利用している。

### 3 運行状況及び乗車人数 (R5. 11. 14~R6. 8. 31)

- (1) 運行日数：234日
- (2) 運休日数：60日
- (3) 乗車人数：470人

	利用回数	実利用人数
R5. 11月	37回	36人
12月	62回	61人
R6. 1月	87回	80人
2月	52回	30人
3月	57回	33人
4月	67回	39人
5月	82回	45人
6月	71回	39人
7月	101回	58人
8月	77回	49人
合計	693回	470人

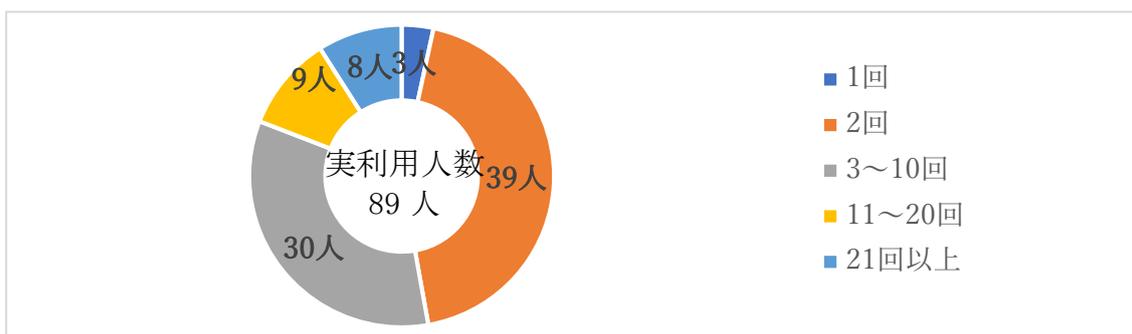
(4) 1日あたりの乗車人数：約1.8人

(5) 状況

- ・お盆期間等では帰省が多く、7、8月は乗客のいない日が多くあった。
- ・乗客のある日とない日の差が激しい。

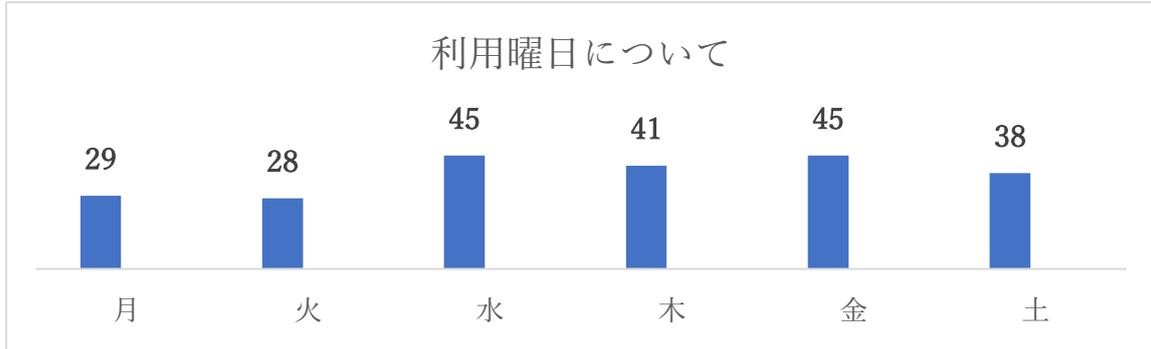
### 4 利用者の傾向

(1) 利用回数について (R5. 11. 14~R6. 8. 31)



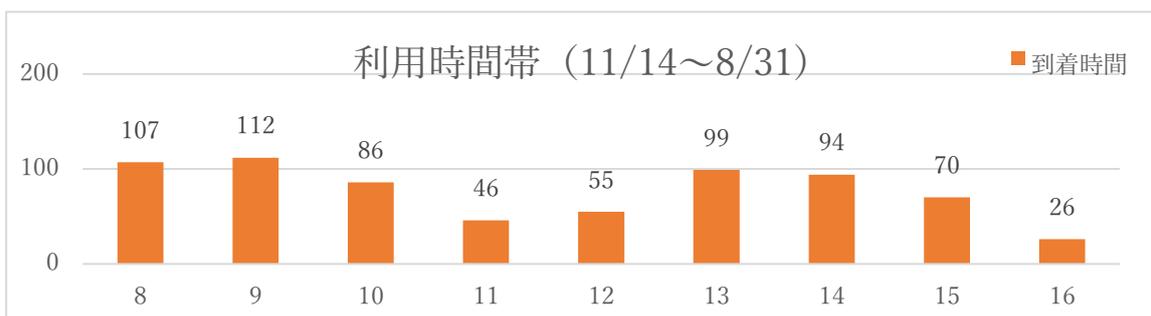
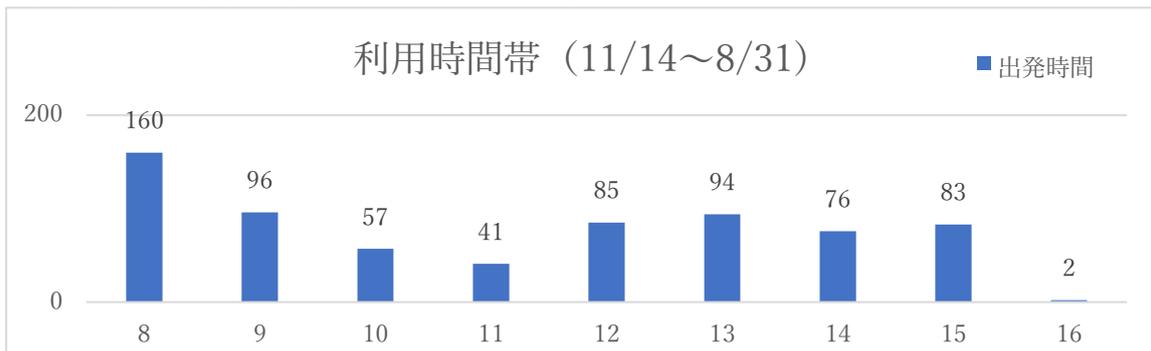
- ・利用登録者199人のうち、実利用人数は89人となり、利用登録者の約45%が1回以上利用したことがある。
- ・最も多い回数は2回であり、1回のみ利用は3人となっている。片道のみ利用にとどまらず、往復で乗車する方が多い。
- ・21回以上利用している方は8人、そのうち30回以上利用している方は5人である。最も利用の多い方では59回。

(2) 利用曜日について (R6. 4. 1~R6. 8. 31)



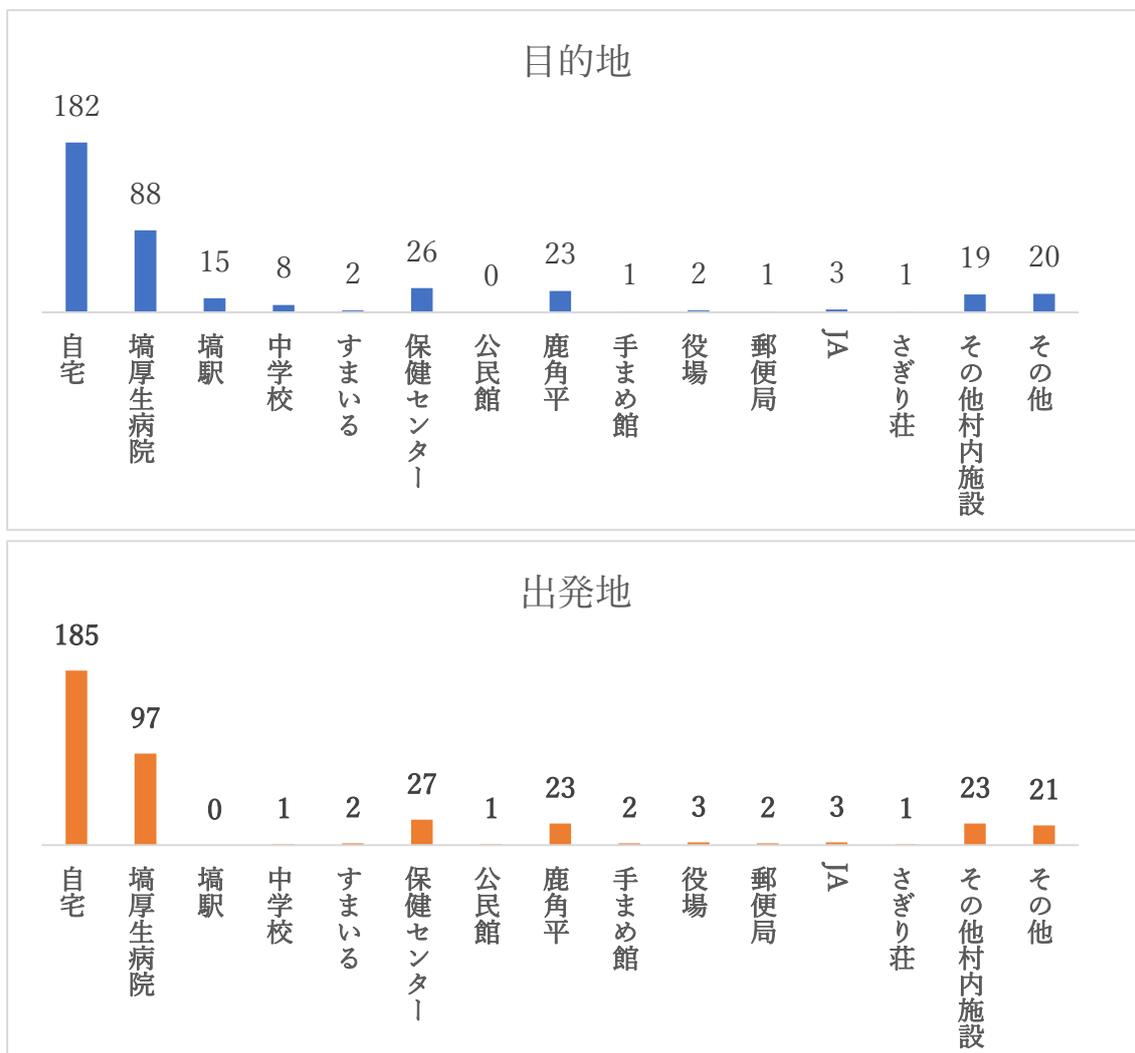
- ・水曜日～金曜日の利用者が多く、月、火曜日の利用者が少ないことがわかる。
- ・運行日に利用者の無かった日では、月曜日が7回、火曜日が5回であり、月曜日の利用者が少ない。
- ・7～8月で土曜日に利用者のなかった日は1日のみであり、土曜日の継続した利用があることがわかる。

(3) 利用時間帯 (R5. 11. 14~R6. 8. 31)



- ・出発時間は8時台、到着時間は9時台が最も多かった。
- ・到着時間は日中の時間帯が少なく、利用者が少ないことを表している。
- ・出発時間帯について、8時以降の利用が減少し、12時～15時の利用は安定している。
- ・日中時間帯の利用者の確保が必要になる。

(4) 利用場所について (R6. 4. 1～R6. 8. 31)



・主な目的地として、埴厚生病院を利用する方が多い。次いで保健センター、鹿角平観光牧場となっている。

＊鹿角平観光牧場は団体利用は継続している。団体での利用となるため、利用人数が増加している。

＊保健センターには鮫川歯科医院、診療所の利用を含む

- ・出発地としては自宅からの出発が多く、利用は往復が多い。
- ・その他村内施設には、各地区の集会所や商工会、各理美容院を含む。
- ・その他には、高齢者住宅が実家の手入れのための帰省をカウントしている。
- ・夏休み期間であったことから、中学校から自宅への送迎があった。午前中の部活動終了後の利用がほとんどであった。
- ・埴駅を利用する村内の高校生が、部活動からの帰りに利用している。

## 5 総括

- 新規利用登録者について、6月は減少していたが、7月、8月で再度増加傾向にあった。特に学生の登録があり、愛称などで親しみを持ってもらい、今後も利用が増加することを期待している。
- 土曜日の利用者なしがほとんど見られず、団体利用や病院への送迎で利用している方がいる。これは、広報効果で土曜日の運行が周知されたことが要因だと考える。
- 夏休み期間であり、中高生の利用があったことから、長期期間の送迎利用が見込まれる。冬季は路面凍結の心配等により、さらにニーズが上昇するのではないかと予想している。
- 企画運行日の運行を実施できていないため、各種イベント等に合わせた運行を計画していく。

鮫川村デマンド交通  
運行計画（実証運行）（案）

令和6年9月26日

鮫川村地域公共交通協議会

## 目 次

1. 運行計画策定の趣旨	1
2. 運行計画	1
(1) 運行の態様	1
(2) 運行主体	1
(3) 運行計画表	2
(4) 運行エリア図	3
(5) 運行スケジュール	5

## **1. 運行計画策定の趣旨**

鮫川村では、令和5年2月に地域公共交通計画を策定しており、「基本方針1：交通不便地域の解消に向けた移動手段の確保」の実現に向けて、「各地域から拠点へのアクセスを確保する新規交通（デマンド交通）運行」を取組として位置づけています。

そのため、村内の各地域から中心部などの拠点まで、高齢者や学生などの交通弱者が利用可能な交通サービスの整備など、地域の実情に応じた公共交通サービスの構築が求められています。

また、地域における移動手段の維持・確保は交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、さらには、健康、福祉、教育、環境など、様々な分野で大きな効果をもたらし、地域社会全体の価値を高めることに直結する取組となります。

こうしたことを踏まえ、鮫川村では、新たな交通サービスとして、デマンド交通の実証運行を令和5年11月より開始しています。デマンド交通の実証運行により、地域公共交通計画に位置づけた以下の導入目的は達成できました。

導入目的①：交通不便地域を解消すること

導入目的②：村役場をはじめとした地域拠点へのアクセス向上を図ること

導入目的③：地域間交通への乗り継ぎや利便性の向上を図ること

しかしながら、目的地の拡大、予約時間の受付時間の短縮などが求められており、持続可能な移動手段の確保及び利便性向上に向けて、運行内容の改善及び利用促進の改善による運行継続を行っていくことが必要となります。そのため、デマンド交通の新たな取り組みを進めていくため「鮫川村デマンド交通運行計画（実証運行）」を策定するものです。

## **2. 運行計画**

鮫川村デマンド交通の実証運行は次のとおりとします。

### **（1）運行の態様**

道路運送法第79条の許可に基づく、自家用有償旅客運送に基づく「区域運行」とします。

### **（2）運行主体**

一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた運行事業者、もしくは、一般貸切旅客自動車運送事業者の許可を受けた運行事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者の許可を受けた運行事業者とします。

### (3) 運行計画表

※新たな取組内容を赤文字で記載。

No.	項目	内容
1	運行方式	・乗合方式：道路運送法第79条
2	実施主体	・鮫川村
3	運行委託	・鮫川運送株式会社
2	登録できる方	・鮫川村にお住まいの方。 ・鮫川村に来訪された方。
3	利用できる方	・登録者 ・登録者と同乗する方（登録者の介助者・保護者・同一世帯の方） ・登録者は以下の通り 「村民（こども（18歳未満）」） 「村民（大人（65歳未満）」） 「村民（高齢者65歳以上）」 「村外からの来訪者」の4区分を想定。 ※未就学児が乗車する場合は保護者の同伴が必要 ※団体申し込みによる利用が可能（例：障がい者福祉施設通所者）
4	利用方法	①事前に利用登録の申請を行う ②-1利用者は予約専用ダイヤルに直接電話をかけて予約する （登録者氏名又は登録番号、利用日時、出発地と目的地（※1）、利用人数、希望出発時刻又は希望到着時刻を伝える） ※1予約時の出発地と目的地はそれぞれ一か所のみ指定できる。 ②-2主要拠点にタブレット端末を設置し、タブレット端末で簡単に予約できるようにする。予約すると、車両到着までに時間が提示される。タブレット端末を設置する箇所は6箇所 固定箇所：たんぱぽの家、POPO.I、 当面の設置箇所：保健センター、すまいる、 さざり荘、鮫川村役場 ※当面の設置箇所については、実証運行を進めていく中で利用状況に応じて、一部変更していく可能性がある。
5	運行エリア	・鮫川村内を基本とする。 ・一部、鮫川村外の <b>埜町の医療施設（埜厚生病院）、鉄道駅（磐城埜駅）、棚倉町の施設（ヨークベニマル）や鉄道駅（磐城棚倉駅）</b> に乗り入れる。 ※ <b>棚倉町への乗り入れは、第1火曜日と第4土曜日の限定的な乗り入れを実証する。</b>
6	運行形態	・自宅前から目的地の前まで乗車できる「ドア・ツー・ドア方式」による運行とし、利用者からの事前予約に基づき、乗合方式で運行する。

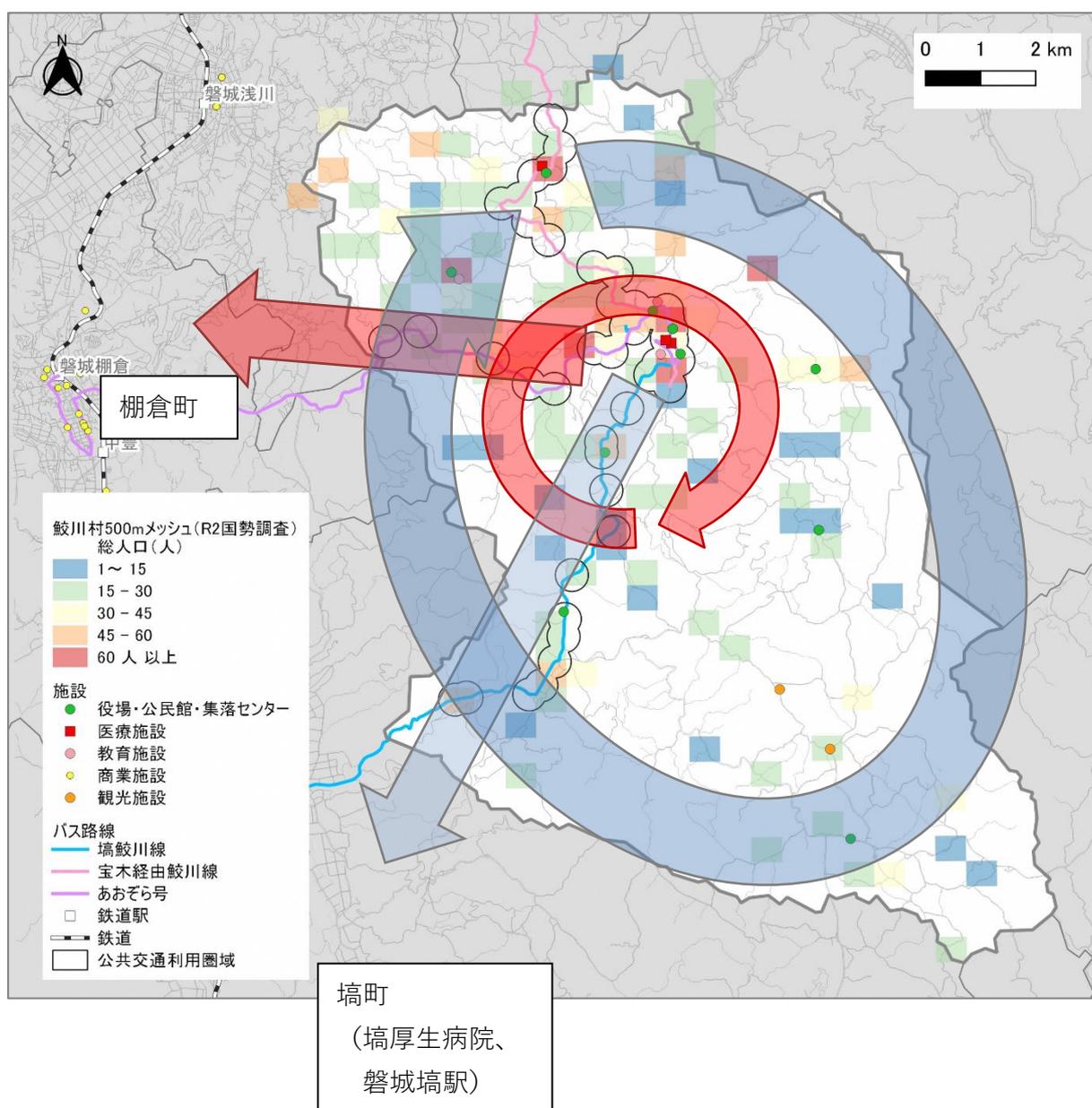
7	車両・台数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジャンボタクシー（ワゴンタイプ・10人乗り（運転手含む））</li> <li>・2台（デマンド交通専用車両）</li> </ul>
8	利用料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「村民（こども（18歳以下））」：1人1回200円</li> <li>・「村民（大人（65歳未満））」：1人1回400円</li> <li>・「村民（高齢者65歳以上）」：1人1回200円</li> <li>・「村民（障がい者）」：1人1回200円</li> <li>・「村外からの来訪者」：1人1回1,500円</li> <li>・たんぽぽの家（障がい者福祉施設）の通所者の団体利用は定期券料金として、1か月2,500円（通勤のみ利用可能）</li> <li>・たんぽぽの家から手まめ館への納品など施設としての利用は、社会福祉法人鮫川会として、村に減免申請を行っていただき、実証期間中は、施設利用減免として取り扱う。 *施設利用者が、個人的に利用する場合は、有料扱い。</li> <li>・未就学児は無料</li> </ul>
9	運行日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜日から土曜日（日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は運休）</li> </ul>
10	運行時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前8時から午後4時まで</li> </ul>
11	予約受付時間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予約受付時間：運行日の午前8時から午後4時まで</li> <li>※利用日の1週間前から希望出発時刻の2時間前まで</li> <li>※タブレット端末による予約の場合、即時予約となる。</li> </ul>
12	運行期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証運行開始から半年とする。</li> <li>※令和6年10月～令和7年2月とする。</li> </ul>
13	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AEDの搭載について</li> <li>*使用方法については、今後消防署と協議していく。</li> </ul>

#### (4) 運行エリア図

基本的な運行パターンは、実証運行を進めていく中で、適宜変更していきます。

- ・ 埴町への移動需要が大きい場合は、他の交通機関との連携を強化していきます。
- ・ 村内全域及び埴町（埴厚生病院及び磐城埴駅）への村外移動で1台の体制で対応していますが、今後の利用状況をみながら、デマンド交通の運行体制について検討します。

タブレット端末の設置による予約しやすさ向上及びたんぽぽの家との連携により、村内中心部の回遊性向上の効果が大きいと認められる場合は、新たに、ライドシェアの検討も必要となります。

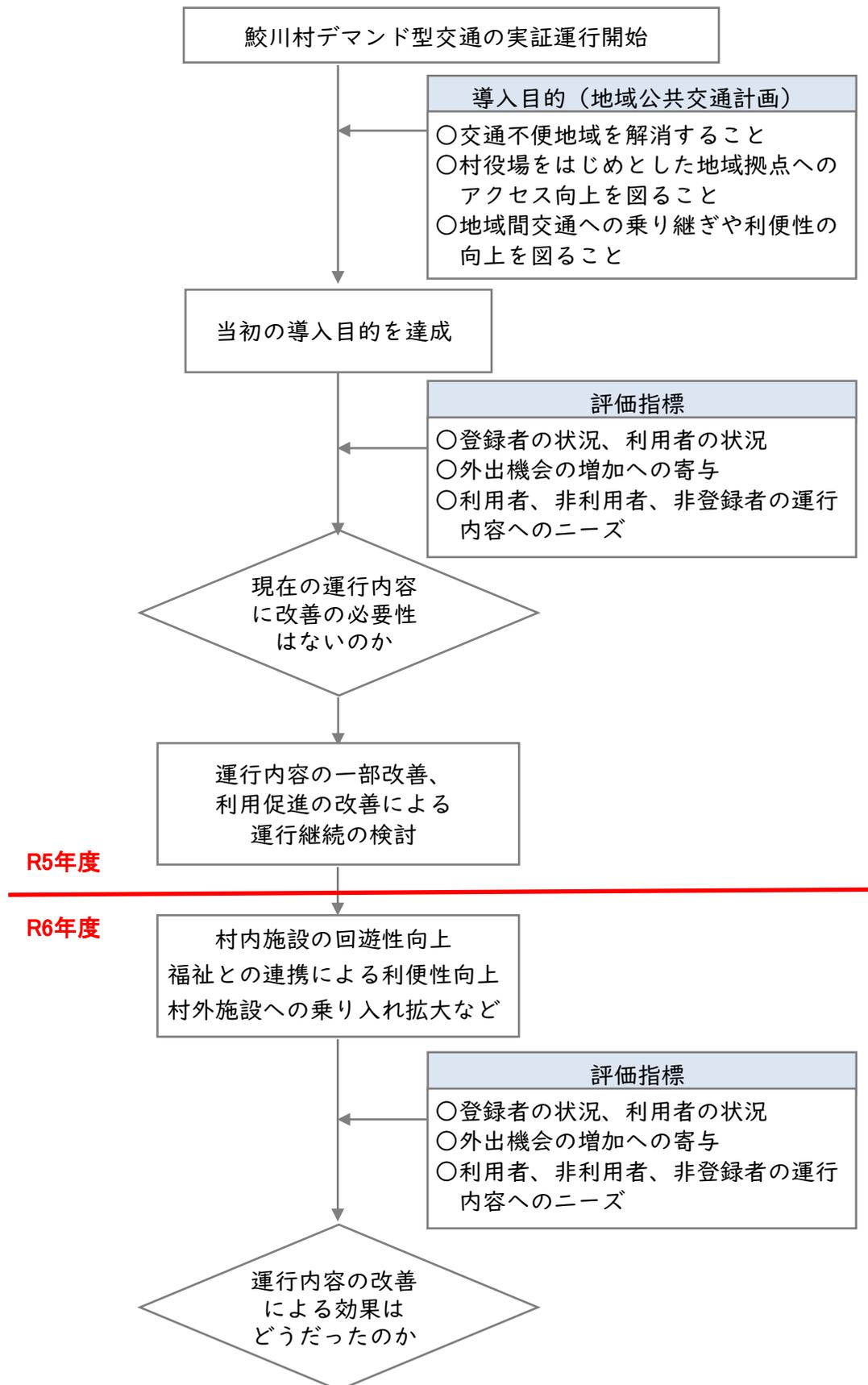




## ■参考：評価検証の考え方

○フロー

- ・評価検証は、利用実績やアンケート調査に基づく評価指標をもとに検証する。
- ・現在の運行を継続するのか、運行内容を変更するのか、以下のフローで検証する。



○評価検証項目

視点		項目	調査名
評価 指標	利用者数の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延べ利用者数や実利用者数の変化</li> <li>・利用回数の変化 ⇒運行内容の改善や時間経過による変化</li> </ul>	利用実績
	登録者の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録人数の変化 ⇒運行内容の改善や時間経過による変化</li> </ul>	利用実績
	外出機会の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出機会の変化</li> <li>・外出機会が変化した要因 ⇒予約のしやすさによる変化、乗り降りできるエリアの増加による変化 など</li> <li>・外出エリアの状況 ⇒村内中心部への移動、村外への移動の変化</li> <li>・利用者の属性 ⇒高齢者の利用率、福祉関係者の利用率、高齢者以外の利用率</li> </ul>	利用実績・アンケート
	利用者の運行内容への満足状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の運行内容に対する改善ニーズ ⇒運行内容の改善による変化</li> </ul>	アンケート
	非利用者の運行内容への満足状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実利用率の変化</li> <li>・登録しているものの利用していない理由</li> <li>・改善された場合の利用意向</li> </ul>	利用実績・アンケート
	非登録者の運行状況の周知状況及び運行内容の満足状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録していない理由</li> <li>・改善された場合の登録及び利用意向</li> </ul>	アンケート

**鮫川村デマンド交通  
アンケート調査の実施計画書**

令和6年9月

## 1. 調査概要

### 1-1 調査目的

令和5年11月より運行開始した鮫川村デマンド交通について、目的地の拡大、予約時間の受付時間の短縮などが求められており、運行内容の改善及び利用促進の改善による運行継続を行っていくため、デマンド交通の新たな運行の取組を進めることを予定しています。新たな運行に対する利用状況や満足度などについて調査を行い、鮫川村デマンド交通の問題点・課題などを把握することで、今後の運行改善に向けた検討をするための資料として活用します。

### 1-2 調査対象及び調査方法

デマンド交通の利用状況、サービスに対する満足度、デマンド交通による日常的な交通行動への変化、改善要望などを把握し、デマンド交通の運行内容の更なる利便性向上に向けて必要となる施策等を検討するための基礎資料として村民アンケート調査を実施します。

○鮫川村民の全世帯を対象とします。

○直接配布により調査を実施し、郵送回収を行います。Webでの回答も可能とします。

調査項目	分析の視点
<b>◆利用登録の有無とその理由</b> (全回答者に質問) ・利用登録の有無と利用登録したきっかけ(情報発信、周囲の勧め、運行サービスの向上など) ・利用登録していない理由	・利用登録のきっかけがどのように変化しているのか、どの要因が利用登録のきっかけとして大きいのかを把握。 ・運行サービスの向上がどのくらい利用登録の増加につながっているのかを把握。 ・利用登録していない要因を把握。
<b>◆デマンド交通の利用有無とその理由</b> (利用登録者に質問) ・デマンド交通の利用有無	・運行サービスの向上により、どのような利用状況の変化が出ているのかを把握。 ・利用登録したものの、利用していない要因を把握。
<b>◆デマンド交通の利用状況</b> (デマンド交通の利用者のみに質問) ・デマンド交通の利用目的、利用頻度	
<b>◆デマンド交通の運行前との比較</b> (デマンド交通の利用者のみに質問) ・デマンド交通の運行前の外出手段 ・デマンド交通の運行前との外出機会の変化 ・外出機会の変化に与えた要因	・デマンド交通の運行がどのくらいの外出機会の変化に寄与しているのかを把握。 ⇒KPIにも活用。 ・運行サービスの向上が外出機会の変化にどのくらいの影響を与えているのかを把握。
<b>◆今後の運行の意向</b> (デマンド交通の利用者のみに質問) ・今後の運行継続に対する意向	・どのくらいの利用者が継続を望んでいるのかを把握。
<b>◆運行サービスの向上ニーズ</b> (全回答者に質問) ・デマンド交通のサービスの向上に対するニーズ	・運行サービスの向上について、どの内容を重要視しているのか。 ・デマンド交通の利用者、非利用者で比較分析。
<b>◆運賃や協賛金(全回答者に質問)</b> ・運賃の支払意志額、協賛金の支払意志額	・利用者は運賃負担を把握。 ・協賛金の実現可能性を把握。
<b>◆基本属性</b> ・性別、年齢、居住地区、免許保有、スマートフォン保有	・属性別の集計に活用。 ・スマートフォンの保有状況の実態を把握。

## デマンド交通の愛称について

### 1 概要

村内及び埴町の一部を運行するデマンド交通ですが、高齢の利用者から名前が分からない、言いにくいとの声がありました。利用者の増加促進や地域の足として親しみを持ってほしいとの考えから、村内の小中学生及び住民の方から、愛称を募集いたしました。

(1) 募集期間：令和6年7月12日～8月31日（小中学生は夏休み期間）

(2) 応募件数：167件

小学生 102件

中学生 60件

一般 5件

### 2 集計結果

小中学生には、バスの印象が強く、バスが名称に入っている案が多くあった。

候補：

(小中学校)

①さめばす

②鮫川バス

③デマンドGO

④サメGO

⑤どこでもバス

⑥スマイルバス

⑦わくわくバス

⑧安全安心バス

⑨あおぞら号

(一般)

⑩セデグカー

⑪セデグ (SEDEG)

⑫さめがわ便利便

⑬まめGO

⑭いくっぺ君

⑮いくっぺ号

⑯さわやか号

⑰やまゆり号

⑱ふるさと交通

## 【村営バスの運行業務委託について】

## ①村営バスの経過について

令和6年4月

運転手より中型バス（27号車）の不良点が報告され、乗客の命を守り安全な運行を維持するため、中型バスの使用を停止することとし、5月21日より中型車両（14人乗り）及び普通車両（10人乗り）での運行を開始しました。

年度途中での運営車両の変更であったため、車両の確保が難しく、他課との使用調整、車両変更に伴う掲示物や物品などの変更時間や安全性の確保が難航している状況です。

## ②福島交通株式会社との協議について

村営バスの運行については、車両確保の難航や継続した運転手の確保、安全な運行維持等の観点から、業務委託について検討を行ってきました。

以下、業務委託検討の経過を報告します。

令和6年5月7日～8日

《民間運行業者ヒアリング》

業務委託が可能か、近隣市町村の民間業者3社（福島交通株式会社、有限会社野本観光バス、有限会社かくたみらい観光バス）へのヒアリングを行いました。

令和6年5月

- ・野本観光バス、みらい観光バスから業務受託不可能との回答がありました。  
これは、新たに道路運送法第4条の申請が必要となることなどの理由でした。
- ・福島交通株式会社では、現在委託運行中の「塙・鮫川線」のダイヤ改正を行い、1人の運転手が2路線を賄えることを見据えての見積り徴収としました。

令和6年8月

7月30日付けで福島交通（株）より見積書が提出されました。

8月7日、前回より200万円ほど減額された見積書の再提出を受けて、再度比較表を作成し、村長室にて協議を行いました。

その結果、村負担額に大きな差はなく、今後の運営や維持管理の面から、福島交通（株）への委託運行とする方針となり、8月21日開催の鮫川村村営バス運営審議会に諮り、審議の結果、委員からの了承を得られました。

運行委託時期については、早期実施に向け委託先と協議しています。

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

令和6年9月26日に開催された鮫川村地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1 協議が調っている系統  
新設系統 棚倉・鮫川線（あおぞら号）
- 2 協議が調っている変更内容  
[運行系統] 鮫川中学校北口～修明高校前～磐城棚倉駅  
[キロ程] 17.9<sup>キロ</sup>
- 3 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法  
福島交通株式会社が道路運送法第9条の3の規定により、同条第1項の認可を受けた運賃の上限の範囲内で、あらかじめ国土交通大臣に届け出た運賃
- 4 協議が調っている運行ダイヤ及び運行経路  
別紙運行ダイヤ、運行経路図のとおり
- 5 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件  
令和6年12月1日（金）

令和6年9月26日

鮫川村地域公共交通活性化協議会  
会長 鈴木 大介

令和 6 年 月 日

東北運輸局福島運輸支局長 殿  
指定都道府県等の長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別  
市町村運営有償運送（交通空白輸送）
2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村  
（名 称） 鮫川村地域公共交通協議会  
（対象市町村） 鮫川村
3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日  
令和 6 年 9 月 2 6 日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名  
（名 称） 鮫川村  
（住 所） 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 3 9 番地 5  
（代表者氏名） 鮫川村長 宗田 雅之  
業務委託  
受託者 福島交通(株)
5. 調った協議の内容
  - （1）路線又は運送の区域  
[運行系統] 鮫川中学校北口～修明高校前～磐城棚倉駅  
[キロ程] 17.9<sup>キ</sup>。
  - （2）旅客から收受する対価（対価の内容を添付すること）
  - （3）運送しようとする旅客の範囲
6. その他特記事項  
なし

令和 6 年 9 月 2 6 日

鮫川村地域公共交通協議会  
会 長 鈴木 大 介

## 協賛金や協力金等の運賃収入以外の収入源の確保事例

### ■地域住民からの出資

地域	事業概要
茨城県 日立市	地域住民がNPO法人を設立して、デマンド型乗合タクシーを導入することにより、地域の高齢者等の移動手段を確保した。運行にあたっては、全住民（地域内の全世帯から、世帯負担金 1,500 円/年を徴収）から会費を徴収して運営するなど、住民同士が助け合う運行形態を確立した。
富山県 高岡市	地域の課題として、住民アンケートにおいて、半数以上から「負担金を払ってでも運行すべき」との回答があり、また、免許返納制度もあり、老人会等から安心して出かけられる交通手段が求められていた。運営の仕組みとしては、運転手は地元住民による有償ボランティアが多く、住民全員が年会費 3,000 円を支払っている。
京都府 宇治市	地域が主体となり、住民、交通事業者、宇治市の役割分担にて、小型バスやジャンボタクシー等の新たな公共交通を運行する事業として、「宇治市のりあい交通事業」を策定。明星町自治会では、バス路線廃止に対する住民アンケートを実施されたところ、840 世帯中 820 世帯が今後もバスが必要であるとの結果から、自治会 1 世帯あたり月 300 円までの地元負担金を集めて当該事業を活用。
山梨県 南アルプス市	地域が感じている問題点を把握するため、自治会単独で独自にアンケート調査を実施した。具体的な路線バスを利用しない要因を把握することが重要であった。サポーター制度を導入して寄付を募っている。参加者は多くが個人で、200 人から約 80 万の賛助金が集まっている。手作りチラシや地域への直接対話、自治会長からの発信により公共交通の必要性を訴え、公共交通を我が事のように捉える人が増加している。利用者を獲得するために、公共交通への理解を深める事を目的に、継続的に地域内で対面による対話を実施している。
神奈川県 川崎市	川崎市内の高石地区では、地域主体のコミュニティ交通「山ゆり号」が運行されている。山ゆり祭りは、山ゆり号の運行主体である「山ゆり交通事業運営委員会」が開催するイベントで、“山ゆり号利用の感謝”と“運行継続に向けたPR”を目的に開催されている。サポーター制度の更新、山ゆり号利用状況の報告、野菜の直売会、琴の演奏会、健康体操などを実施。（サポーター登録者は 50 円引きで利用可）

### ■企業などからの出資

地域	事業概要
千葉県 市原市	地域主体のコミュニティバスについて、委員会より地域内スーパーや病院等に直接声掛けをして、車内や時刻表、バス停への広告を募集し、広告収入を得ている。町会を通じ、理解を頂いた世帯から世帯当たり 2,400 円の個人賛助金を集めている。地域内 28 社の事業者から支援金を集めている。広告や支援金の募集は、実行委員会構成委員が直接訪問することで地域への理解が深まり、広告や支援金の収集に繋が

	<p>っている。市による運行補助金（最大 5 割）のほか、地域住民からの個人賛助金、広告収入、地域内事業者からの支援金で運営している。</p>
千葉県 市川市	<p>地域主体のコミュニティバスについて、運行への賛同者を広く募集し、協賛社からの寄付を運行費の一部に充てている。車体広告、その後車内広告を募集し、地元企業を中心に広告を掲載している。10 年近く継続した車体広告を掲載している地元企業からは、動く広告としての広報効果を理由に掲載していたとの意見を得られている。利用促進に向けて「愛称の募集」、「ラッピングの工夫」、「観光部門と連携した 1 日乗車券の発行」、「イベントへの参加（イベントブースによる利用 PR や車両展示による乗車会や展示会）」を通じて、市民に親しみを持ってもらうとともに利用を PR している。地域の保育園児童が描いた絵を車内に掲示。</p>
京都府 京都市	<p>全国初の行政当局から一切援助を受けていない、市民の手によるコミュニティバス。財政的基盤は沿線の企業や市民から出資してもらうパートナーズ支援。企業においては車内広告や PR を出してもらい、個人サポーター制度もある。ネットワークの核は地区中心の地下鉄醍醐駅となっており、商業施設や公共施設への足となる路線。</p>
兵庫県 加古川市	<p>市街地の公共交通不便地域を解消するため、路線バスが運行していない地域をきめ細やかにカバーする路線としている。車内に掲載する広告を募集しており、75%を運行収入として計上している。市の広報誌による PR や新聞折り込みで時刻表を配布するなど、利用を積極的に呼び掛けている。</p>
広島県 大竹市	<p>2 社の運賃収入から平均運賃収入を算出し、委託料から平均運賃収入を減じた平均欠損額を 2 社に支払う仕組み。バス車内広告を 1,000 円/月、ベンチ広告を 400 円/月で募集している。</p>